

公表監第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（教育委員会）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（特定非営利活動法人 西宮がすきやねん）、出資団体監査（公益財団法人 西宮市文化振興財団）及び指定管理者監査（共同事業体 五輪・日本管財グループ）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

平成30年11月22日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	長谷川 久美子

目 次

指定管理者監査結果報告

共同事業体 五輪・日本管財グループ

第1	監 査 の 対 象	17 - 2
第2	監査の期間及び方法	17 - 2
第3	監 査 の 結 果	17 - 2
1	指定管理の概要	17 - 2
2	施設の利用状況及び使用料の収納状況	17 - 4
3	指定管理経費の収支状況	17 - 4
4	業 務 の 改 善	17 - 5
5	所管部局での業務実施状況	17 - 5
6	む す び	17 - 5

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

報告監第17号
平成30年11月21日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	長谷川 久美子

指定管理者監査結果報告

(共同事業体 五輪・日本管財グループ)

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市満池谷火葬場（以下「火葬場」という。）の指定管理者、共同事業体五輪・日本管財グループにおける、主として平成29年4月1日から30年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

第2 監査の期間及び方法

平成30年8月20日から事務局監査に入り、同年10月22日には共同事業体五輪・日本管財グループ及び環境局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

名 称	共同事業体 五輪・日本管財グループ
代 表 者	代表構成団体 株式会社五輪 代表取締役 宮本 幸司朗
所 在 地	富山市奥田新町12番3号
指定期間	25年4月1日から30年3月31日まで

(2) 対象施設

名称	西宮市満池谷火葬場	
所在地	西宮市奥畑7番115号	
施設概要	建築年月日	3年3月 竣工
	建築面積・延床面積	建築面積 844.80㎡、延床面積 789.48㎡
	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	施設内容	火葬炉11炉、炉前ホール、告別室1室、収骨室2室、待合室(ロビー)、事務室、監視室、駐車場(8台)
	施設能力	火葬可能件数 18件/日
業務日時	開場日	原則として1月1日・3日、月の最初の平日の友引日を除く日
	開場時間	午前9時から午後5時まで 入場可能時間は午前10時、11時、12時、午後1時、2時、3時

(3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、西宮市火葬場条例第9条に規定されています。主なものは火葬に関する業務や施設の使用許可、使用料の徴収等に関する事務、施設及び設備の維持管理業務となっています。指定管理業務の範囲や内容及び経費の負担区分などの詳細については、基本協定書や年度協定書、仕様書等により定められています。

再委託業務については、基本協定書及び仕様書で、指定管理者は市の承認を得て業務の一部を第三者へ委託できると規定されており、その場合は再委託業務協議書を提出することとなっています。しかし、一部の業務については、再委託業務協議書の提出がなく、再委託業務を行っているものがありました。

また、基本協定書別記には、個人情報取扱特記事項として秘密保持に関する誓約書の提出等の規定がありますが、指定管理者から誓約書の提出がありませんでした。

(4) 指定管理料

29年度の指定管理料については、年度協定書で91,907,000円と定められています。指定管理料は、代表構成団体の株式会社五輪へ支払われ、日本管財株式会社が担う建物設備の修繕や保守点検管理経費分については、株式会社五輪から日本管財株式会社へ支払われています。

経費の負担区分は仕様書に定められており、火葬炉及び付帯設備の補修や保守点検等の経費は指定管理者が負担し、収支決算の結果、光熱水費は精算するものとしています。

修繕費については、建物・建物設備の修繕で1件500,000円未満のものは指定管理者で負担すると規定されています。

2 施設の利用状況及び使用料の収納状況

最近3か年における施設の利用状況及び使用料の収納状況は、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度
市内(体)	3,795	3,708	3,898
市外(体)	437	513	451
計(体)	4,232	4,221	4,349
火葬場使用料(円)	49,735,000	50,890,000	51,185,000
収納率(%)	100.0	100.0	100.0

3 指定管理経費の収支状況

29年度の収支状況は、次のとおりです。

満池谷火葬場

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	91,907,000	人件費	43,200,000
精算科目戻入額	△6,123,811	通信運搬費	243,916
		消耗品費	1,334,085
		修繕費	11,260,000
		印刷製本費	127,224
		光熱水費(燃料費)	16,516,952
		(燃料費以外)	4,759,237
		賃借料	139,698
		保険料	31,380
		各種保守点検費	3,156,200
		各種業務委託料	1,274,400
		租税公課	387,600
		その他	946,198
計	85,783,189	計	83,376,890

収支差額 2,406,299円

指定管理料91,907,000円から光熱水費の精算分6,123,811円を差引いた収入決算額は85,783,189円で、支出決算額83,376,890円との収支差額は2,406,299円となっています。

4 業務の改善

施設の利用については、駐車場に限りがあるため、予約状況から混雑が見込まれる時間帯について、車両を誘導するための職員を1名配置し対応しています。火葬施設の延命化については各機材に付いている消耗機器を分解清掃し、消耗機器の更新サイクルを延ばして経費の節減を図り、その経費で優先的に炉内の耐火材へ回すなどトータルでの延命化を行っています。また、利用者アンケートについても火葬場を利用する際に実施し、改善すべき内容については現場の職員と相談のうえ、速やかに取り組むなど改善を図っています。

今後も利用者満足度を高めるために引き続き業務改善に努めてください。

5 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及び基本協定書第11条で年度終了後30日以内に提出することとされており、30年4月13日付で報告書が提出されています。

また、月次報告については、基本協定書第16条や仕様書で翌月10日までに報告をすることとされており、期日までに火葬場使用状況や使用料収納状況など指定管理者から報告が行われていますが、火葬場使用料の減免状況については、報告もれがありました。

なお、墓地、埋葬等に関する法律第17条で、前月分の火葬状況を翌月5日までに報告することとされており、期日までに報告が行われています。

モニタリングについては、アンケートの自由意見欄を確認し、随時、運営上発生した問題点の改善状況や要望に関する情報を共有しています。また、年度終了時に「指定管理者モニタリングマニュアル」を参考に当該施設に沿って作成したチェックシートにより、1年間の総括として所管部局で評価しています。

6 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

施設の管理運営については、施設の老朽化に伴う火葬設備の維持修繕や更新経費の増といった課題があげられますが、計画的な修繕や火葬施設の延命化に努めてください。

共同事業体五輪・日本管財グループは、市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、

施設運営におけるサービス向上により一層努めてください。